第238条第３号に掲げる事項		

（注意事項）
　未定の場合には、その旨を記載すること。

別紙様式第二十一号（第二百四十四条、第二百四十四条の二関係）

（日本工業規格Ａ４）

金融商品取引業者等が行う適格機関投資家等特例業務に関する届出書

年　　月　　日

金融庁長官
財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号
住所又は所在地
商号
又は名称
氏名
（法人にあっては、代表者の役職氏名）　　印

金融商品取引法第63条の３第１項の規定により、以下のとおり届け出ます。

１　業務の種別

業務の種別
１　法第63条第１項第１号に掲げる行為に係る業務
２　法第63条第１項第２号に掲げる行為に係る業務

（注意事項）
　行おうとする業務の番号を○で囲むこと。

２　第244条第２項に定める事項

	イ　出資対象事業持分の名称	ロ　適格機関投資家の商号、名称又は氏名
第238条第２号に掲げる事項		
第238条第３号に掲げる事項		

（注意事項）
　未定の場合には、その旨を記載すること。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第十条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二十四条第二号中「有価証券関連業をいう」の下に「。第六十二条第二号において同じ」を加える。

第四十九条第二号中「株式無償割当てにより一株に対し割り当てる株式の数の割合が○・一未満である」を「次に掲げるもののいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ　株式無償割当てを行う場合にあっては、当該株式無償割当てにより一株に対し割り当てる株式の数の割合が○・一未満であること。

ロ　新株予約権無償割当てを行う場合にあっては、当該新株予約権無償割当てにより割り当てる新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額が一億円（外国通貨をもって表示される新株予約権証券に係る新株予約権を割り当てる場合にあっては、一億円に相当する額）未満であると見込まれ、かつ、当該新株予約権無償割当てにより一株に対し割り当てる新株予約権の目的である株式の数の割合が○・一未満であること。

第五十九条第一項に次の一号を加える。

十三　業務等に関する重要事実を知る前に法第百六十六条第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て（新株予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。）に係る計画（当該発行者と法第二十八条第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券の売付けをするものに限る。）に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合

イ　当該計画で定められた当該取得をすべき期日又は当該計画で定められた当該売付けをすべき期日までの間において当該取得をすること。

ロ　当該計画で定められた当該売付けをすべき期日又は当該計画で定められた当該売付けをすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該売付けをすること。

第六十二条中「当該買集め行為により各年において買い集める株券等（同条に規定する株券等をいう。）の数が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の百分の二・五未満であるものに係る」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　当該買集め行為により各年において買い集める株券等（令第三十一条に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の数が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の百分の二・五未満であるものに係ること。

二　有価証券関連業を行う金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）が有価証券の流通の円滑を図るために顧客を相手方として行うものであって、当該買集め行為により買い集めた株券等を当該買集め行為後直ちに転売することとするものに係ること。

第六十三条第一項に次の一号を加える。

十三　公開買付け等事実を知る前に法第百六十七条第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て（新株予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。）に係る計画（当該発行者と法第二十八条第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券の売付けをするものに限る。）に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合

イ　当該計画で定められた当該取得をすべき期日又は当該計画で定められた当該売付けをすべき期日までの間において当該取得をすること。

ロ　当該計画で定められた当該売付けをすべき期日又は当該計画で定められた当該売付けをすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該売付けをすること。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部改正）

第十一条　次に掲げる府令の規定中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

一　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項

二　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第一項

三　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）第一条第一項